

「令和 8 年度」

さつま町就学支援ガイドブック



さつま町子ども部会

もくじ

- I 就学に向けての流れ・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
 - 1 学校への入学・・・・・・・・・・・・・・・・ //
 - 2 就学予定の学校等を見学してみましよう・・・P 2
 - 3 町就学教育相談・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
 - 4 学びの場を知ろう・・・・・・・・・・・・・・・・P 4

- II 安心して学校生活をスタートするために・・・・・・・・P 10
 - 1 移行支援シートの作成・活用・・・・・・・・ //
 - 2 合理的配慮・・・・・・・・・・・・・・・・P 11
 - 3 就学援助について・・・・・・・・・・・・・・・・P 12

- III 放課後の過ごし方・・・・・・・・・・・・・・・・P 13
 - 1 放課後児童クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・ //
 - 2 放課後等デイサービス・・・・・・・・・・・・・・・・ //

- IV 施設等の連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・P 14

- V 学校生活に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・P 15



はじめに

年長クラスへの進級、おめでとうございます。今年は保育園（認定こども園）最後の年となり、来年は新1年生ですね。

保護者のみなさまは、お子さんの成長と新しい生活の始まりに期待と不安半分ずつというところでしょうか。

本資料は、お子さんの就学についての不安や疑問を少しでも軽減し、親子で楽しい小学校生活を過ごしてほしいという願いから作成しました。

まず、就学の流れや就学先の必要な情報を知ることから始めましょう。

本資料を参考にさせていただければと思います。

また、不安や疑問については下記相談先で伺い、必要な支援におつなぎしますので遠慮なくご相談ください。

お子さんの笑顔かがやく、健やかに安心して学べる学校生活へ向けて、私たち関係機関とともに考えていきましょう。

【 相 談 先 】

さつま町役場 電話 0996-53-1111

教育委員会 学校教育課 0996-26-1838

こども課 こども支援係 0996-24-8940

子育て相談専用ダイヤル 電話 0996-52-3666

（さつま町役場内） 月曜日～金曜日 8:30～17:00

I 就学に向けての流れ

1 学校への入学

10月1日現在において、学齢簿の編成を行います。

入学する学校は、**保護者の住所地**に基づいて教育委員会規則で定められています。

※ 町就学教育相談

9～10月頃実施します。詳しくは3ページをご覧ください。

就学時健康診断

●10月～11月頃●

通知書は、町内の保育・子ども園等に入所されている方は園を通じて、それ以外の方はご自宅に9月中旬までに郵送します。



入学通知書の送付

●1月中旬まで●

入学式に持参する必要があるので大切に保管してください。



入学説明会

●1月下旬～2月上旬●

各学校で実施されます。



入学式

入学式の日、入学通知書を各学校に提出してください。

2 就学予定の学校等を見学してみましよう

- 登下校の通学路を一緒に確認してみましよう。
- 就学予定先の見学について

毎年11月1日から7日は、「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」に設定されています。どの学校も申込無しで、自由に参観することができますので、この機会をぜひご活用ください。

(質問や相談がある場合は、事前に各学校の教頭先生へご連絡ください。)

小学校	住所	電話番号
山崎小学校	山崎129-1	0996-56-8414
盈進小学校	宮之城屋地1546-3	0996-53-1588
佐志小学校	広瀬1177	0996-53-0510
鶴田小学校	神子661-3	0996-59-2017
柏原小学校	柏原1588	0996-59-8674
薩摩小学校	中津川1999-4	0996-57-0486



3 町就学教育相談

日ごろの生活の中で心配ごとのあるお子さんは、就学先（特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校等）に関する相談があります。

相談の申込み

● 7月頃まで ●

通われている幼稚園や保育園、認定こども園または、町こども課、町教育委員会、小学校、児童発達支援センターなどへ相談してください。相談先から町教育委員会へ申し込み、資料作成を行います。

町就学教育相談

● 9月～10月頃 ●

お子さんのより良い就学先について、お子さんの様子や保護者の考えをお聞きしながら、専門的な見地から相談を行います。

町教育支援委員会と判断の通知

● 11月～12月頃 ●

提出していただいた資料や就学教育相談時の情報等をもとに、町教育委員会で委嘱している十数名の専門家が、お子さんの望ましい就学先について協議します。

その後、町教育支援委員会の判断を、町教育委員会から保護者にお知らせします。

保護者との合意形成（同じ意見にすること）を進め、最終的には町教育委員会が就学先を決定します。

※ 就学先が特別支援学校の場合

● 1月 ●

特別支援学校での入学予定者相談会（1月中旬）を経て、県教育委員会から入学通知が届きます。（1月下旬）

4 学びの場を知ろう

就学に際して、お子さんの教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるように、下の4つの学びの場を用意し、指導と支援の充実を図っています。

- 通常の学級
- 通級による指導（通級指導教室）
- 特別支援学級
- 特別支援学校

お子さんの学びの場は、この4つの中から決まります。
判断のポイントは、「お子さんが**“できた” “分かった” “楽しかった” “学校に行きたい”**という思いをたくさん実感でき、生き生きと自分らしく活動できる場所はどこか」ということです。

お子さんの学びの場は、**保護者と合意形成を進めたうえで、町教育委員会が決定します。**そのため、保護者がお子さんの就学についてご自身の考えをもつことが大切です。まずは4つの学びの場の違いや特徴を知りましょう。

次ページから4つの学びの場について紹介します。

通常の学級

- **通常の学級**では、多くの友達と一緒に学び合いながら学習します。
- 最大35人に対して一人の先生が教えますので、「一斉指導で学習内容を理解できるか」がポイントになります。
- 「他の子どもたちは国語の学習をしているけど、うちの子どもは足し算を理解していないので、うちの子だけ足し算を教えてほしい」など、個別に授業の内容を変更することはできません。通常の学級では、一人ひとりの学習のペースも大切にされますが、**集団のペースに重きが置かれます**。
- 不安等から頻繁に情緒が不安定になり、集団活動にほとんど参加できなかったり、いろいろなことが気になり、座って学習することを苦手と感じたりしているお子さんは、通常の学級での授業に強いストレスを感じるかもしれません。
- さつま町では、通常の学級において支援を必要とするお子さんに対して、全小・中学校に**特別支援教育支援員**を配置しています。
学校の実情に応じて1人から数人ですので、支援が必要な子ども一人ひとりに、特別支援教育支援員をマンツーマンで付けることはできません。
担任の先生からの具体的な支援の指示のもと、児童生徒の支援を行います。担任の代わりに授業することはありません。
- 特別支援教育支援員は、主に通常の学級に在籍する、支援や配慮を必要としている児童生徒をサポートする役割です。例えば、
 - ①黒板の読み上げ
 - ②制作活動の補助
 - ③テストの代筆（児童生徒の答えたことを代わりに記入する）などを行います。

通級による指導（通級指導教室）

- **通級による指導**とは、通常の学級に在籍しながら、週に1～3時間ほど（最大週8時間）、状態等に応じた特別な指導「**自立活動**」を**通級指導教室**という学びの場で行うものです。
- 自立活動の指導とは、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善、克服しようとする取組を促す教育活動です。
- 通級指導教室は、視覚、聴覚、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語、自閉症・情緒、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠如・多動症）に対応が必要なお子さんが対象となります。
- 正しく発音することが難しい、友達と頻繁にトラブルになる、字を読んだり書いたりすることに困り感があるなど、学習面や対人関係面で困っているお子さんが利用しています。通級指導教室では、「自立活動」として正しい発音方法を身に付ける、感情のコントロール方法を知る、文字の音と形を対応させるなどの学習を個別または小集団で行います。
- 現在、**盈進小学校**に自閉症・情緒面に対応した通級指導教室（わくわく教室）があり、一人ひとりの状態に応じた指導・支援を行っています。
- 通級指導教室が設置されている小学校のお子さんが在籍する学校で指導を受けることを「自校通級」、他校のお子さんが通級指導教室のある学校で指導を受けることを「他校通級」、対象となるお子さんのいる学校（自校）に巡回してくる指導の担当教員から指導を受けることを「巡回通級」と言います。他校通級の場合は保護者の送迎が必要です。
- 通級指導教室は、**1つの教室に対して同じ時間内に最大13人**が通級することができます。
- 特別支援学級のお子さんは、通級指導教室を利用することはできません。特別支援学級のお子さんは、特別支援学級において自立活動を行っています。

特別支援学級

- お子さんの状態等に応じた学級が編成されます。1学級最大8人の子どもたちが学んでいます。
- 一人ひとりの状態等に応じてきめ細やかな指導ができるように設置された学級です。
- きめ細やかな支援のために、指導目標・内容・方法等をまとめた「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」が一人ひとりに作成されます。
- 新年度に入級する児童生徒の人数によって新設されたり、廃止されたりしますので、毎年学級数は変わることがあります。
- 特別支援学級に在籍したら高等学校等への進学が難しくなるということはありません。入試の際には、お子さんの状況に応じて、別室受験や時間延長など、合理的配慮（※P11参照）のもとでの受験を希望することができます。
- 特別支援学級に入級したら、6年間ずっと特別支援学級で学ばなければならないということではありません。入学後もお子さんの状態を見ながら、どの学びの場が更なる成長につながるかを、保護者、学校、町教育委員会と一緒に考えていきます。基本的には、1年単位で学びの場を変更することができます。毎年開催される町就学教育相談で、担任の先生と現時点のお子さんの状態について専門の先生に相談し、その後に町教育支援委員会の判断を受け、次の年度から今のお子さんに適した学びの場で学ぶこととなります。
- 各学校には、特別支援教育に関する窓口として、「特別支援教育コーディネーター」の先生がいます。気になることや心配なこと等ありましたら、教頭先生を通して相談してください。
- 特別支援学級では、原則として、週の授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において、児童生徒一人ひとりの障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行います。

●町内小学校の特別支援学級について

(令和8年4月1日予定)

小学校	特別支援学級		
	① 知的	② 自閉・情緒	③その他
山崎小学校	○	○	なし
盈進小学校	○	○	なし
佐志小学校	○	○	なし
鶴田小学校	○	○	なし
柏原小学校	○	○	なし
薩摩小学校	○	○	なし

- ① **知的に関する学級**とは、認知や言語に関わる発達に合わせて学べる学級です。学習は、お子さんの状態に応じて以下のような学びを受けることができます。

個別学習やグループ別学習を通して、

◎配慮や支援を受けながら、その学年までの学習内容を学ぶ

◎児童が自立し、社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視した内容を学ぶ

- ② **自閉・情緒に関する学級**は、自閉症や選択性かん黙（※）といったお子さんの状況等により、社会適応に困っていたり、対人関係の構築が難しかったりするお子さんが学ぶ学級です。基本的には通常の学級と同じ教科等の内容を、お子さんの状態に配慮しながら学習します。
- ③ **その他**の学級は、「視覚」に関する学級、「聴覚」に関する学級、「肢体不自由」に関する学級、「病弱等」に関する学級があります。

※ 選択性かん黙というのは、言語能力は正常で、選択された特定の場面（学校など）や人に対して、1か月以上声を出して話すことができない状態です。場面かん黙ともいいます。特定の状況では小さな声で話す、首を振って意思表示をする、特定の人は話す、誰とも話さないなど、お子さんによって程度も様々です。

参考：厚生労働省、日本場面かん黙研究会、「かんもくネット」角田栄子氏より

特別支援学校

- **特別支援学校**は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱のあるお子さん（学校教育法施行令第22条の3に該当するお子さん）を対象とする学校です。
- 特別支援学校は、障がいのあるお子さんに対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身につけることを目的としています。特徴として、小学部では**1学級最大6人**、重複障がい学級では**1学級最大3人**の子どもたちが在籍します。1学級に担任が2人配置されることが多いです。このように、学校全体で特別支援教育を推進する体制が整っています。
- また、障がいに応じた特別の施設や教材が整備されており、一人ひとりに応じて教育内容や方法を工夫したきめ細かい指導が行われています。さらに、小学部、中学部、高等部がありますので、将来の姿（生活や就職など）に見通しをもちやすいのも特徴です。現在鹿児島県では、特別支援学校高等部卒業生の約4割が、一般企業等に就職しています。
- 授業は、国語、算数などの教科学習や、実生活と関連させた学習（着替え・排泄など「日常生活の指導」）、買物・公共交通機関の利用などの「生活単元学習」や障がいの状態等に応じた特別の指導「**自立活動**」などがあります。
- 小学校と比べて、地域の子どもたちと関わったり、一緒に学んだりする機会が少ないので、学期に1回程度、居住地の学校へ行って一緒に学習する「**居住地校交流**」を行っています。
- さらに、その専門性を生かし、地域の各小・中学校に在籍する児童生徒の指導・支援にも積極的に関わるセンター的機能を担っています。

【さつま町在住のお子さんが通う場合は】

- 基本的には、**出水特別支援学校（出水市）**になります。出水特別支援学校は、知的障がい、肢体不自由、重複障がい対象です。
- 通学に際しては通学バスを利用します。自宅から最も近いバス停までは、保護者の送迎が必要です。

Ⅱ 安心して学校生活をスタートするために

お子さまのことで就学先の学校に知っておいてもらいたいことや、配慮してほしいことなどがある場合は次のような方法があります。

1 移行支援シートの作成・活用

「移行支援シート」とは、お子さんの得意なことが何か、どんなことを苦手としているのか、どんな支援が有効なのかなどの必要な情報をコンパクトにまとめたものです。この「移行支援シート」を就学・進学先へつなぐことで、切れ目のない一貫した支援を受けることができます。「移行支援シート」は、就学先が決まった際、必要（ニーズ）に応じて、園の先生や、児童発達支援センターの担当者等と相談をしながら一緒に作成していくことになります

「移行支援シート」を作成した後は、3月末までに保護者が就学先に届けてください。就学先の教頭先生が窓口となっています。ご自身で届けることで、就学先の学校がお子さんの情報を早めに行き届けることができるだけでなく、保護者自身が学校とコミュニケーションをとることができるので、必要な支援を受ける体制が整えられやすくなります。

また、放課後児童クラブ（学童）・放課後等デイサービスへも提出いただくことで、学校以外の場所でも必要な支援を受ける体制が整えられやすくなります。

提出後もご自宅に写しを保管し、お子さんの成長に応じて内容を確認できるようにしましょう。

移行支援シート記入例（鹿児島県教育委員会ホームページより一部抜粋）

幼稚園・保育所等から小学校（通常の学級）への就学する例

1 現在行っている主な支援の内容 〈幼稚園・保育所等 → 小学校・特別支援学校（小学部）〉

(1) 資料の観点例を参考に各項目について、支援度を記入してください。

◎：配慮・支援の必要はない。

○：何らかの配慮・支援があればできる。

△：多くの配慮・支援を要する。

(2) ○又は△の項目について、これまで行ってきた配慮や支援を具体的に記入してください。

	項 目	支援度	主に幼稚園・保育所等で行ってきた配慮・支援
健康・	① 健康面に関する配慮	◎	○ 特に記入なし。
	② 見え	◎	
	③ 聞こえ	◎	

- ・ 登園時に、一日の流れや活動内容などを絵カードで具体的に伝えたり、片付けの時間などを事前に伝えたりすることで、活動の切り替えがスムーズに行く。
- ・ イライラして席に着けなかったり、声を出したりなど情緒的に不安定なときは、静かな場所に移動し、落ち着いて話を聞くようにした。本人の思いをしっかりと受け止め、「〇〇が嫌だったんだね」と肯定的な言葉で話すように配慮すると教師の話も聞き入れやすい。
- ・ 友達とのトラブルの際には、周囲の気持ちを代弁したり、言葉での伝え方を教えたりしてきた。また、友達に本人のよい点を伝える機会を多くとったり、本人の苦手とする面を理解し手助けしてくれるように話をしたりすることで、周囲の受入にも変化がみられつつある。

(2) 就学後の学校生活に関する要望・期待など（保護者記入欄）

- ・ 早く新しい先生や友達に慣れて、みんなと一緒に楽しく過ごせるようになってほしい。
- ・ 連絡帳等を通して、家庭での様子を学校にできるだけ伝えたいと思っているので、学校での様子もぜひ教えてほしい。家庭でも励ましたり、同じような取組をしたりして一緒に取り組んでいきたい。

このシートの内容を就学先や関係する支援機関と共有することに同意します。

令和〇〇年 〇月 〇日

名前（保護者） 〇〇 〇〇

2 合理的配慮

「合理的配慮」とは、「学校が限度を超えた負担にならない範囲で、個別の状況に応じて配慮や調整を行うこと」をいいます。

「合理的配慮」は、本人や保護者から学校へ申し出て、学校と話し合って決定します。まずは保護者が、「このような支援をしてほしい」と学校に相談することが大切です。

例えば、聴覚過敏があるAさんは、学校と相談してイヤーマフ（防音保護具）を付けて授業に参加することになりました。許可を受けるだけでなく、他の子どもたちや保護者にその必要性をきちんと説明してもらうことで、学校の先生だけでなく、児童・保護者の全てがAさんへの支援について理解を深めることができました。

3 就学援助について

町内の小・中学校への就学で、経済的に困りの保護者に対して、学用品費や通学用品費及び学校給食費等の一部を援助します。

対 象 者：町内に住所を有する町立の小・中学校に通う児童生徒の保護者
(所得制限あり)

援助の内容：学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費など

手 続 方 法：申請書は学校や町ホームページにありますので、必要事項を記入の上、4月中に学校へ提出してください。

※入学準備学用品費の援助については、就学時健康診断の案内時等に保護者へお知らせします。

問い合わせ先
さつま町教育委員会 学校教育課
☎0996-26-1838



Ⅲ 放課後の過ごし方

下記1・2のご利用にあたっては、事前申請が必要です。申請等につきましては、さつま町役場こども課こども支援係へお問い合わせください。

1 放課後児童クラブ

対象者：町内に住む小学校1年生から6年生（共働きで昼間保護者が家庭にいない）
 実施日：平日及び土曜日、夏休み等の長期休暇（※日曜日・祝日・年末年始は休み）
 利用料：各児童クラブにお問い合わせください。

放課後児童クラブ	住所	連絡先	開所時間	
			平日	土曜日 長期休暇
えいしん児童クラブ	宮之城屋地1556-3	0996-53-0305 吉祥保育園	下校 午後6時	午前8時 午後6時
信教寺児童クラブ	宮之城屋地808-1	0996-53-3130 信教寺保育園		
太陽学童クラブ	宮之城屋地2115	0996-52-2551 太陽保育園		
恵光学童クラブ	中津川4268	0996-57-0845 恵光保育園		
佐志学童クラブ	広瀬1178	0996-53-1378 佐志保育園		
つるだ学童クラブ	神子666-1	0996-59-3074 つるだ同朋子ども園		
山崎学童クラブ	山崎853-1	0996-56-8555 山崎保育園		
にじいろ学童クラブ	求名12573-3	0996-24-8940 さつま町役場こども課		
あさひ児童クラブ	柏原1637番地3	0996-59-8675 あさひこども園		

2 放課後等デイサービス

対象者：町内に住む支援を必要とする小学校1年生から高校3年生で、通常学級で支援員の支援を受けているまたは通級指導教室に通う者、支援学級または支援学校の在籍者など

※サービス等利用計画案等の作成が必要になります。詳しくはP14をご参照下さい。

実施日：平日及び土曜日、夏休み等の長期休暇（※日曜日・祝日・年末年始は休み）

利用料：各事業所にお問い合わせ下さい。

事業所	住所	連絡先	開所時間	
			平日	土曜日 長期休暇
みらくる	宮之城屋地2056-1	0996-53-3900	放課後～ 午後6時	午前9時～ 午後5時
クオラバンビーノ	轟町35-40	0996-26-1215	午後2時～ 午後5時	土曜日は休み 午後2時～ 午後5時

Ⅳ 施設等の連絡先一覧

施設名	住所	電話番号
さつま町役場（代表） 教育委員会学校教育課 こども課こども支援係	宮之城屋地1565-2	0996-53-1111 0996-26-1838 0996-24-8940
さつま町利用者支援事業 子育て相談専用ダイヤル	同上	0996-52-3666

町内小・中学校

学校名	住所	電話番号
山崎小学校	山崎129-1	0996-56-8414
盈進小学校	宮之城屋地1546-3	0996-53-1588
佐志小学校	広瀬1177	0996-53-0510
鶴田小学校	神子661-3	0996-59-2017
柏原小学校	柏原1588	0996-59-8674
薩摩小学校	中津川1999-4	0996-57-0486
宮之城中学校	宮之城屋地391	0996-53-1587

特別支援学校

学校	住所	電話番号
出水特別支援学校	出水市文化町966	0996-63-3400

さつま町障がい者基幹相談支援センター 【住所:宮之城屋地 2030 TEL:0996-24-5077】

障がいのある方(子供から高齢者まで)も住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域の皆様や関係機関と連携して相談支援や地域づくりなどの支援を総合的に行います

放課後等デイサービス事業所

事業所	住所	電話番号
みらくる	宮之城屋地2056-1	0996-53-3900
クオラバンビーノ	轟町35-40	0996-26-1215

相談支援事業所

事業所	住所	電話番号
相談支援事業所さつま	宮之城屋地670-2	0996-53-2940
相談支援事業所 クオラバンビーノ	轟町35-40	0996-26-1215

V 学校生活に関する相談

就学後、お子様の学校生活のことで悩まれた際は、下記をご利用ください。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童生徒や保護者の相談を受けたり、必要に応じて町こども課や児童相談所、警察との連絡・調整を行ったり、家庭訪問も行います。派遣先の校長先生と連携を図ります。

- ※ 盈進小学校と宮之城中学校を拠点とし、必要に応じて他校への派遣を行っています。相談については、まずはお子様の通う学校に相談してください。その後、町教育委員会や学校間で日程等を調整します。

教育相談員

宮之城中学校に常駐し、生徒・保護者・教職員等の相談に応じています。相談した内容については、学校・スクールソーシャルワーカーと連携を図っています。家庭訪問は原則行いません。

- ※ 各小学校で派遣日を設定していますので、学校にお問い合わせください。

スクールカウンセラー（SC）

児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助、講話等を行います。

- ※ 年度当初に派遣日が各学校から案内されますので、確認して各学校に申し込んでください。

北部児童相談所

18歳未満の子どもに関する相談に対応します。主な相談の種類には、こどもの養護・育成・非行・心身障がいに関する相談などがあります。相談のほか、里親に関する手続きや療育手帳の取得、更新も行います。

- ・場 所 県さつま庁舎 2階（さつま町虎居 804 番地 2）
- ・相談時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（※土日祝日、年末年始を除く）
- ・電 話 0996-21-3150

北薩児童家庭支援センター

18歳までの子どもとその家庭に関する相談を受けています。必要に応じて専門機関を紹介し、児童相談所や市町村等の他機関と連携・協力し、子育てを支援します。

- ・場 所 薩摩川内市百次町 649 番地 1
- ・相談時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時（※土日祝日、年末年始を除く）
- ・電 話 0996-24-0081

教育支援センター

不登校や不登校傾向などの児童生徒を対象に、自立を促し、集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校への復帰や社会的自立を目指した指導・支援を行います。

さつまる～ム

対 象 さつま町内の小中学校に通う児童生徒
場 所 屋地楽習館（さつま町宮之城屋地 887-1）
日 時 月～金 午前9時～午後3時
内 容 教科学習（自習）、物作りなどの活動、体験活動等
その他 ・昼食は各自持参となります。
・小学生は保護者の送迎を原則とします。
・中学生は徒歩か保護者の送迎、公共交通機関を利用してください。
(自転車での通級を希望する場合は、町教育委員会に相談してください。)
※小学生、中学生ともにスクールバスを希望する場合は、町教育委員会に相談してください。

おひさまルーム

対 象 盈進小学校に通う児童
場 所 盈進小学校内
その他 ・活動日は学校が開いている日となります。
・活動時間や内容は、学校にお問合せください。

ふれあい教室

対 象 宮之城中学校に通う生徒
場 所 宮之城中学校内
その他 ・活動日は学校が開いている日となります。
・活動時間や内容は、学校にお問合せください。

さつま町教育委員会【0996-26-1838】

学校教育に関する相談全般を受け付けています。お子様の学校生活に関する悩み等について、学校に相談しづらい場合はお問合せください。

さつま町子どもの学習・生活支援事業

ひまわり学習教室

参 加 者 募 集

家や学校とはちがう 3つめの居場所です

自律



いっしょにまなぼう！

学校の宿題をいっしょに取り組み、自分から学ぶ力を身につけよう！

交流



いっしょにあそぼう！

他の学校のおともだちや大人とコミュニケーションをとってみんなで楽しい場所を作ろう！

居場所



心のもやもやを吐き出そう！

進路の悩みや日ごろの悩み、みんなが悩んでいることを話してね。

【じかんわり】

【場所】 宮之城ひまわり館

【日時】 毎週土曜日 9：30～11：30
(第2土曜・土曜祝日を除く)

【費用】 無料

【対象者】 さつま町内に居住する
小学生・中学生

時間	活動内容(予定)
9：30～10：30	学習タイム
10：30～10：45	休憩
10：45～11：20	ひまわりタイム 自由時間
11：20～11：30	ふりかえりシート 片付け
11：30	さようなら

学習支援ボランティア

随時募集しています。

子ども達のサポート、見守り等。

まずは、お問合せ下さい！

さつまくらし・しごとサポートセンター（さつま町社会福祉協議会）

〒895-1803 薩摩郡さつま町宮之城屋地2117-1

tel.0996-52-2443 (8:30～17:15) 土日祝休み

行事保険の加入等ありますので、事前に申し込み手続きと面談をお願いします。

体験・申込
随時受付中！

編集・発行 さつま町子ども部会

〒895-1803 薩摩郡さつま町宮之城屋地 2030 番地

TEL:0996-24-5077（さつま障がい者基幹相談支援センター）